

医療施設調査の概要 (現行)

調査の目的

医療施設（病院及び診療所）について、分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

静態調査

静態調査の結果に動態調査の結果を反映させることで、医療施設の最新状況を把握

動態調査

【報告者・調査対象】

医療施設（全数）

- ・ 病院：約 8,600 施設
- ・ 一般診療所：約 10 万施設
- ・ 歯科診療所：約 7 万施設

【周 期】

3 年

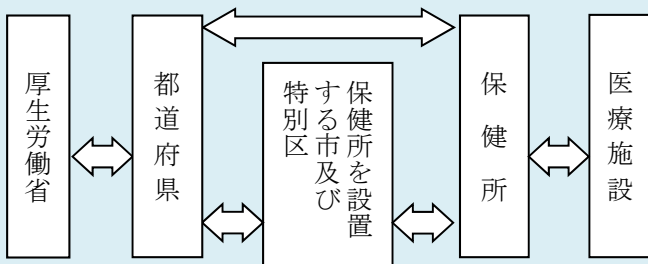
【調査票及び主な調査事項】

- ・ 調査票：病院票、一般診療所票、歯科診療所票
- ・ 主な調査事項：診療科目、設備、従事者数、許可病床数、診療・検査の実施状況等

【調査方法】

郵送又はオンライン（病院票のみ）自計報告

【調査の流れ】



【報告者】

医療法に基づき医療施設に係る許可、届出の受理等を行った都道府県、保健所を設置する市及び特別区（全数）

【調査対象】

開設・廃止・変更等を行った医療施設

【周 期】

毎月

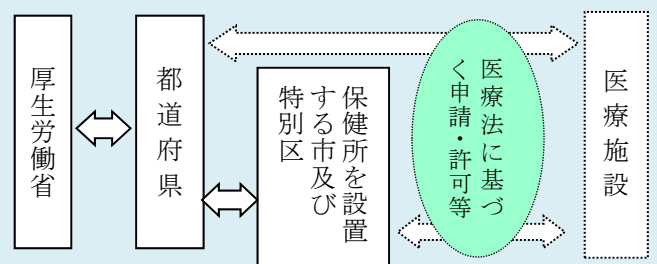
【調査票及び主な調査事項】

- ・ 調査票：病院票、一般診療所票、歯科診療所票
- ・ 主な調査事項：開設者、診療科目、許可病床数、従事者数等

【調査方法】

郵送又はオンライン自計報告

【調査の流れ】



【利活用状況】

- ・ 医療計画策定のための基礎資料として利用
- ・ 社会保障制度審議会等の審議会・検討会の基礎資料として利用
- ・ 診療報酬改定検討の際の基礎資料として利用
- ・ 患者調査、受療行動調査等の医療施設を対象とする各種統計調査の母集団情報として利用 等

近年の重要課題（新たなニーズ）

- 医療施設調査（静態調査）においては、「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づく医療行政に係る諸施策を推進し、医療・介護需要の増大といった課題に対応する観点から、医療・健康情報等の各種データの利活用や医療情報の電子化を更に進めるため、調査内容について所要の見直しを行う。
- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成 17 年法律第 71 号）の一部改正や水銀に関する水俣条約の採択・署名（平成 25 年 10 月 10 日）を踏まえた調査内容の変更を行う。



平成 26 年調査のポイント

- 保健医療分野の電子化や医療情報データを利活用した健康増進・管理等を推進するための基礎資料を得る。
 - ・ 医療画像管理システム（PACS）について、同システムの導入状況に加え、新たに今後の導入予定時期を把握〔病院票〕
 - ・ 医療情報の電子化の状況（診療録（電子カルテ）データの保管場所、同データの利用範囲、患者への情報提供の方法等）のより詳細な把握〔病院票及び一般診療所票〕
 - ・ 遠隔医療システムの導入状況について、遠隔画像診断及び遠隔病理診断に関し、診断依頼施設数に加え、新たに診断依頼件数を把握〔病院票及び一般診療所票〕
- 救急医療体制の整備のための基礎資料を得る。
 - ・ 夜間救急対応について、診療科ごとの状況ではなく、傷病への対応状況を把握するもの等に変更〔病院票〕
- 制度改正等に伴う変更
 - ・ 開設者に係る選択肢の変更（全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団及び船員保険会を削除し、独立行政法人地域医療機能推進機構を追加）〔病院票、一般診療所票及び歯科診療所票〕
 - ・ 「歯科用アマルガムの使用状況」の把握〔歯科診療所票〕
- その他の変更
 - ・ 在宅医療推進の観点から、栄養士に加え、傷病者に対する栄養管理、栄養指導等を行う管理栄養士の配置状況を把握〔一般診療所票〕
 - ・ 新規事項の追加に伴い、一部の調査事項について利用状況や報告者負担等を勘案し、「保有している歯科設備」〔一般診療所票〕及び「委託の状況」〔歯科診療所票〕に係る調査項目の削除・簡素化